

福岡県行政改革審議会答申案に係る意見募集について（案）

1 意見募集の対象

福岡県行政改革審議会答申案

2 意見書の提出期間

令和3年12月7日（火）～12月20日（月）まで

3 答申案の閲覧場所等

答申案は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで閲覧に供するほか、インターネットの福岡県ホームページに掲載する。

(1) 閲覧場所

- ア 県民情報センター（福岡市博多区東公園 7-7 県庁行政棟 1 階）
- イ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内 7-8 福岡県小倉総合庁舎内）
- ウ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町 1642-1 福岡県久留米総合庁舎内）
- エ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎内）
- オ 京築県民情報コーナー（行橋市中央 1-2-1 福岡県行橋総合庁舎内）

(2) インターネットの福岡県のホームページアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>

4 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

5 意見書の提出先

福岡県総務部行政経営企画課

- ① 持参・郵送 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
- ② ファクシミリ 092-643-3032
- ③ 電子メール gyokaku@pref.fukuoka.lg.jp

問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課

TEL 092-643-3138

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該 当 頁	
該 当 項 目	
意見	
理由	
備考	

（記入上の注意）

- 1 意見は、できるだけ1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記入してください。
- 2 意見は、日本語で記入してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記入してください。

別紙 1

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会、審査会等（法律又は条例により設置されたもの以外のものも含む。以下「審議会」という。）が、知事からの諮問事項を審議する場合において、県民に意見を求める手続（以下「本手続」という。）を定めることにより、県民の多様な意見を把握できるようにするとともに、行政運営における透明性の向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本手続は、審議会が、知事から諮問された事項について実施するものとする。ただし、次に規定するものはこの限りでない。

- (1) 条例案等議会に付議されるもの
- (2) 技術基準等専門性が高いもの
- (3) 個別具体の処分に関するもの
- (4) 公聴会及びアセスメントその他の手続で県民の意見を聞く措置がとられているもの
- (5) その他本手続を行うことが適当でない認められるもの

2 審議会は、知事からの諮問事項以外の事項であって前項各号に該当しないものについて、本手続に準じた手続を行うことができる。

(実施時期)

第3条 本手続は、答申案又は答申案の骨子を作成後、知事に答申を行う前に実施するものとする。

(意見提出者)

第4条 本手続において、意見を提出することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県の区域内に存する事務所等に勤務する者
- (4) 県の区域内に存する学校に在学する者

(意見募集の方法)

第5条 県民に対する意見の募集は、県公報への登載並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおける閲覧又は配布の方法により、答申案又は答申案の骨子を公表して行うものとする。ただし、答申案の内容が相当量に及ぶときは、県公報には答申案の要旨及び答申案全体の閲覧場所又は配布場所を登載するものとする。

2 前項本文に規定するもののほか、審議会が必要と認める方法を用いることができる。

(意見提出の期間)

第6条 県民が意見を提出することができる期間については、二週間を標準として審議会

が定めるものとし、前条に規定する意見募集時に県公報において明示するものとする。

(意見提出の方法)

第7条 県民からの意見は、別に定める意見書により求めるものとする。

(提出された意見の取扱い)

第8条 審議会は、提出された意見及び知事への答申について、それぞれの要旨を公表するものとする。

2 前項の公表の方法については、第5条に準じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、既に審議会に諮問されている事項については、本手続の対象としない。